

○佐賀県警察職員の服制に関する訓令

平成10年5月21日

本部訓令第8号

改正 平成28年9月1日警察本部訓令第20号
平成29年3月17日警察本部訓令第6号
平成29年6月28日警察本部訓令第13号
平成30年3月26日警察本部訓令第8号
平成31年2月4日警察本部訓令第3号
平成31年2月26日警察本部訓令第6号
令和2年7月6日警察本部訓令第15号
令和4年3月23日警察本部訓令第10号
令和5年6月20日警察本部訓令第14号
令和6年3月15日警察本部訓令第6号
令和7年5月23日警察本部訓令第14号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 制服警察官の服制（第4条—第15条）

第3章 特殊勤務に従事する警察官の服制（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、佐賀県警察職員の服制に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 佐賀県警察官（以下「警察官」という。）の服制に関しては、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）その他別に定めがあるものによるほか、この訓令の定めるところによる。

本条・・・一部改正〔平成14.9本部訓令12、28.9本部訓令20〕

（エンブレム）

第3条 警察官の制服上衣、活動服及び冬（合）ワイシャツ（以下「制服用ワイシャツ」という。）に付けるエンブレムの図柄は、別図第1のとおりとする。

第2章 制服警察官の服制

（服装等）

第4条 警察官は、勤務中は制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに警察手帳、帯革、拳銃、拳銃つりひも、警笛、手錠、警棒、階級章及び識別章を着装しなければならない。ただし、女性警察官は、所属長が認めた場合は、帯革、拳銃及び拳銃つりひもを着装しないことができるものとする。

本条・・・一部改正〔平成14.9本部訓令12、28.9本部訓令20〕

（着用期間）

第5条 警察官に対して支給する被服の着用期間は、次のとおりとする。

品目	
冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、制服用ワイシャツ、ネクタイ及び冬ベスト（ベストは女性警察官のみ）	12月1日から翌年3月31日まで
合服、合活動服、夏帽子、夏活動帽子、制服用ワイシャツ、ネクタイ及び合ベスト（ベストは女性警察官のみ）	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服、夏帽子、夏活動帽子及び夏ベスト（ベストは女性警察官のみ）	6月1日から9月30日まで
防寒服	11月1日から翌年4月30日まで

2 警察本部長は、気象状況等により必要がある場合は、前項の期間を延長又は短縮することができる。

本条・・・一部改正〔平成28.9本部訓令20〕

（ワイシャツの着用）

第6条 警察官は、気象状況等により制服上衣の着用を必要としない場合は、制服用ワイシャツで勤務することができる。

2 警察官は、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。ただし、室外で勤務するときは、制服又は活動服の上衣を着用しなければならない。

3 女性警察官は、必要によりベストを着用して勤務することができる。

(夏服上衣)

第7条 夏服上衣は、所属長が必要と認めるときは、長袖又は半袖に一斉を期することができる。

(防寒服、雨衣等の着用)

第8条 防寒服は、防寒のため必要がある場合に、室外において着用するものとする。ただし、特別な事情がある場合には、室内で着用することができる。

2 防寒服第二種については、制服上衣を着用中は着用しないものとする。

本条・・・一部改正〔平成14.9本部訓令12、26.12本部訓令28〕

(貸与品の着装要領)

第9条 貸与品の着装要領は、次のとおりとする。

- (1) 帯革は、バックルを正面の位置にしてベルトの上に重ね、帯革留め革で留め着装する。帯革に装着する付属品は、別図第2のとおりとする。
- (2) 拳銃は、拳銃用調整具を帯革本革に通し、冬服上衣又は合服上衣の右貫通口から外に出した(夏服着用時は除く。)拳銃用調整具に拳銃入れを付け、着装するものとする。ただし、拳銃用調整具を貸与されていない警察官は、拳銃入れを帯革に直接着装するものとする。
- (3) 階級章及び識別章は、制服上衣、活動服、制服用ワイシャツ、ベスト(女性警察官に限る。)及び防寒服の左胸ポケットのふたの上部に沿って着装するものとする。
- (4) 警棒は、基本の姿勢をとったとき左腕のすぐ後方に接する位置で帯革本革に警棒つりを固定させ、元筒を警棒つりの丸かんに通し着装するものとする。この場合、警棒つりひもは警棒の後方で二重に揃えて上方から帯革本革の内側に挟むものとする。
- (5) 手錠は、帯革本革の警棒つりの後方の帯革留め革の後に手錠入れを固定させ、手錠鍵穴部分を下にして手錠入れに差し込み、手錠環の部分に手錠入れの押さえホックを留めて着装するものとする。
- (6) 拳銃つりひもは、拳銃用調整具又は拳銃入れ後方の帯革留め革の後で、拳銃つりひもの大きな輪を帯革の内側に差し込み、輪の部分になす環を通し、なす環を拳銃の吊環に固定し着装するものとする。
- (7) 警笛は、黒ひもを付け上衣右胸ポケットの内側に設けられているループ又はボタンに取り付け、同ポケットに納めて携帯するものとする。ただし、女性警察官は、冬服、合服及びベストを着用する場合は右腰部のポケットに納めて携帯するものとする。
- (8) 警察手帳は、表紙に黒ひもを付け上衣左胸ポケットに設けられているループ又はボ

タンに取り付け、同ポケットに納めて携帯するものとする。ただし、女性警察官は、冬服、合服及びベストを着用する場合は左腰部のポケットに納めて携帯するものとする。

本条・・・一部改正〔平成14.9本部訓令12、28.9本部訓令20〕

(活動服等の着用)

第10条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又はネクタイを着用することができる。

- (1) 警察署当番勤務に従事する場合
- (2) 留置業務に従事する場合
- (3) 地域警察活動に従事する場合
- (4) 警察車両に乗車し又は警察用船舶に乗船して勤務する場合
- (5) 捜索に従事する場合
- (6) 鑑識作業に従事する場合
- (7) 交通指導取締り又は交通事故捜査に従事する場合
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事する場合
- (9) 治安又は雑踏警備に従事する場合
- (10) 災害警備に従事する場合
- (11) 警察用航空機に搭乗して勤務する場合
- (12) 前各号に掲げる勤務に準ずる勤務等に従事する場合で、所属長が活動服等を着用することが適当であると認めた場合

本条・・・全部改正〔平成10.9本部訓令11、28.9本部訓令20〕、一部改正〔令和4.3本部訓令10、5.6本部訓令14〕

(服装等の一部省略)

第11条 第4条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、服装等の一部を省略することができる。

- (1) 警察官は、室内で勤務する場合は、制帽又は活動帽を着用しないことができる。
- (2) 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、帯革又は手錠を着装しないことができる。
 - ア 室内（交番、駐在所等を除く。）で勤務する場合
 - イ 会議又は事務打合せに出席する場合
 - ウ 儀式に出席する場合
 - エ 音楽隊員が演奏に従事する場合

オ 看守勤務の警察官が留置施設において勤務する場合

カ 災害応急対策のための作業に従事する場合

キ 前各号に掲げる場合のほか、帯革及び手錠を着装する必要がないと所属長が認めた場合

(3) 警棒は、次の場合には着装しないことができる。

ア 警部以上の階級にある警察官で勤務上必要がないとき。

イ 交通指導取締り又は交通事故処理に専従するとき。

ウ その他会議出席、事務打合せ等に出席する場合で、所属長が着装の必要がないと認めたとき。

(4) 手錠は、警視以上の階級にある警察官は携帯しないものとする。

(5) 警棒及び手錠を携帯しない場合は、帯革本革から警棒つり及び手錠入れを取り外すものとする。

2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着装しないことができる。

(1) 名札を着用している場合

(2) 留置業務に従事する場合

(3) 治安警備実施に従事する場合

3 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であって識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察官の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができるものとする。

本条・・・一部改正〔平成14.9本部訓令12、28.9本部訓令20、令和7.5本部訓令14〕

(靴の着用)

第12条 警察官は、黒色短靴を着用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所属長が必要と認めた場合には警備靴を着用するものとする。

3 雨雪又は勤務の性質により必要がある場合は、黒色ゴム長靴（女性警察官は白色ゴム長靴）を着用することができる。

(白手袋の着用)

第13条 白手袋を着用する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 儀式祭典その他儀礼的な行事に出席するとき。

(2) その他白手袋を着用する必要があるとき。

(ヘルメットの着用)

第13条の2 警察官は、次に掲げる場所においては、第4条の規定にかかわらず、制帽に代えてヘルメットを着用しなければならない。

- (1) 交通事故事件現場
- (2) 車両検問・緊急配備現場
- (3) 交通取締り現場
- (4) その他危険と認められる場所

本条・・・追加〔平成11.8本部訓令16〕

第14条及び第15条 削除

〔平成14.9本部訓令12〕

第3章 特殊勤務に従事する警察官の服制

(交通警察官の服装)

第16条 交通警察官は、制帽に白色帽子おおい及び白色あごひもを着装するものとする。

2 交通警察官は、第4条の規定にかかわらず、白色帯革、白色警笛つりひも及び交通腕章を着装するものとする。

本条・・・一部改正〔平成11.8本部訓令16〕

(交通機動隊員等の服装)

第17条 交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員（以下「交通機動隊員等」という。）は、交通取締りに従事するときは、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる被服及び装備品を着用し、及び着装しなければならない。

- (1) 交通乗車服（冬服、合服又は夏服）
- (2) 乗車用ヘルメット
- (3) 交通取締り用自動二輪車乗務員にあってはマフラー
- (4) 制服用ワイシャツ又は白色ワイシャツ
- (5) ネクタイ
- (6) 乗車靴
- (7) 白色帯革
- (8) 階級章
- (9) 識別章

2 前項の規定にかかわらず、交通機動隊員等は、交通乗車服の夏服を着用するときは、同項第3号から第5号までに掲げる被服を着用しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、交通取締り用自動二輪車乗務員がマフラーを着用するときは、

同項第4号及び第5号に掲げる被服を着用しないことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、交通取締用自動車に乗車中の交通機動隊員は、同項第2号に掲げる乗車用ヘルメットを着用しないことができる。

5 交通機動隊員等は、必要があると認めるときは、次に掲げる被服を着用することができる。

- (1) 防寒服
- (2) 雨衣
- (3) 乗車用手袋
- (4) 防塵眼鏡

6 交通機動隊員等は、帯革を着装する際には、原則として拳銃入れ及び留め革は着装しないものとする。

7 交通機動隊員等は、防寒服着用時には、当該防寒服の上に帯革を着装するものとする。

8 交通乗車服の上衣には、交通乗車服記章を取り付けるものとし、交通乗車服記章及び取付位置は、別図第3のとおりとする。

本条・・・一部改正〔平成11.8本部訓令16、14.9本部訓令12、25.7本部訓令6、28.9本部訓令20、令和2.7本部訓令15〕

(警察用航空機の操縦業務に従事する警察官の服装)

第18条 警察用航空機の操縦業務に従事する警察官は、第4条の規定にかかわらずパイロット服、航空帽、航空靴その他必要な特殊被服を着用するものとする。

(出動服の着用)

第19条 出動服、略帽等は、次の各号のいずれかに該当する場合に着用するものとする。

- (1) 災害警備に従事するとき。
- (2) 治安警備に従事するとき。
- (3) 警備実施訓練に従事するとき。
- (4) 警察用船舶に乗船し、取締り等に従事するとき。
- (5) その他所属長が必要であると認めたとき。

2 出動服を着用した場合における警察手帳、帯革、警笛及び手錠等貸与品の着装については、所属長がその都度指示するものとする。

(機動隊員等の服装)

第20条 機動隊員及び管区機動隊員は、制服上衣の両襟に別図第4定める機動隊員襟章をつけるものとする。

(署長等の記章)

第20条の2 警察署長及び副署長又は次長は、別の定めるところにより、警察署長章又は副署長章（次長章）を着装するものとする。

本条・・・追加〔平成11.7本部訓令12〕

(名札の着用)

第20条の3 警察職員は、職務執行時の責任の明確化を図るため、別に定めるところにより名札を着用するものとする。

本条・・・追加〔平成14.9本部訓令12〕

(交番所長等の襟章)

第21条 地域警察官のうち、交番所長、警備派出所長等は、制服の左襟に別図第5に定める襟章をつけるものとする。

第4章 雑則

(礼服の着用)

第22条 警察官の礼装は、「警察官の礼装について」（昭和47年警察庁次長通達）に規定する礼服を着用するものとする。

2 警察官は、次に掲げる場合は礼装するものとする。ただし、本部長が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

(1) 表彰式等公式の儀式に出席する場合

(2) 外国の文武官等を公式に訪問し、又は接受する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が儀礼上必要があると認めた場合

3 第1項の礼装は、制服、制帽及び白手袋を着用することにより礼服に代えることができる。

4 警察官は、必要がある場合は、前項の服装に礼肩章及び飾緒を着装し、礼服に代えることができる。

(私服の着用)

第23条 警察官の服制に関する規則第8条の規定により私服を着用できる者は、次のとおりとする。

(1) 警察本部においては、本部長、部長及び首席監察官並びに総務課、広報県民課、監察課、会計課、厚生課、情報管理課、生活安全企画課、人身安全・少年課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課（庶務係及び反則通告係を除く。）、警備第一課、警備第二課及び

警衛警備対策課に勤務する者

- (2) 警察署においては、生活安全課、生活安全・刑事課、刑事課（一課、二課）及び警備課に勤務する者

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質上又は傷病のため制服の着用に支障がある者は、所属長の承認を得て私服を着用することができる。

本条・・・一部改正〔平成14.9本部訓令12、17.3本部訓令9、18.3本部訓令10、29.3本部訓令6、29.6本部訓令13、30.3本部訓令8、令和4.3本部訓令10、令和6.3本部訓令6〕

(補則)

第24条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 警察官支給品および貸与品取扱規程（昭和29年本部訓令第13号）及び佐賀県警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和35年本部訓令第9号）は、廃止する。

附 則（平成10年9月18日本部訓令第11号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成11年7月7日本部訓令第12号）

この訓令は、平成11年7月8日から施行する。

附 則（平成11年8月23日本部訓令第16号）

この訓令は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成14年9月18日本部訓令第12号）

（施行期日）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月29日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月5日本部訓令第28号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成31年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年本部訓令第10号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年本部訓令第14号）抄

（施行期日）

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年本部訓令第 6 号）

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別図は登載省略